

太平洋戦争戦没者遺骨引渡要求

1971年 4月 20日

外務大臣 殿

太平洋戦争 韓国人戦没者遺骨難遣会
会長 姜 滄 韓

記

◎ 厚生省に保管してある2331柱の韓国^{済州}道出身者の遺骨引渡しに関する件。

1. ^{済州}道出身戦没者 42柱 (名单は別紙の通り)
2. 遺骨引渡しに際して日本政府は [redacted]、埋葬費、[redacted]等を一時金として遺族に支払うことを本会が遺族を代表して要請致します。

記

- (イ) [redacted]
- (ロ) 埋葬費 1柱につき 金3.0万円 (日本円)
- (ハ) [redacted]
- (ニ) [redacted]

上記要請は遺族側の切なる要望である故御容識の上御裁下願たく存じます。

理 由

[redacted] 何故ならば厚生省に保管してある2,331柱の遺骨は、太平洋戦争当時日本政府が発令した国家総動員法によって日本軍人・軍属として日本のために戦ったものであります。

今日の韓国人という概念と当時のいわゆる朝鮮人という概念が異なるのは言うまでもありません。すなわち、当時の朝鮮人は日本国憲法によって皇國臣民として日本国籍の上に立って犠牲になったのであります。

故にこの遺骨引渡しに対しても日本人と同等の待遇がなされることが、法理的にも又道義的にも当然であります。日本政府はその責任を他に転嫁するため韓日条約を盾にとってその責任を回避するような言辭がなされることがありますが遺骨処理はあくまでも日本政府の責任であり韓日条約とは全く関係のないものであります。要は日本国内法に準じ道義的に早急に問題解決すべきであります。

要 望 書

本会は周知の通り戦後17年間にわたってこの遺骨問題に取り組み、当時の朝鮮出身戦没者の調査および歸國の法要を行いながら、本國の留守家族の状況および実態把握に専念してきましたのであります。現在これら遺族達の生活は想像以上に悲惨なものであります。又生死がわからないままになっているため戸籍もほとんど整理されていない状態です。朝鮮が解放され植民地が独立したからといっても遺骨問題に対する責任は全くまでも日本側にあるのです。戦後25年以上も経っているにも拘らず問題がそのまま放棄されているということは、如何なる理由があるにせよ道義的に許容できることではありません。まして今になって遺骨のみを遺族に返すということとはできません。

日本政府当局は埋葬費 XXXXXXXXXX を特別考慮し遺族に納得のいく取計らいをすべきであります。

ここに本会は人道的見地に立って政府に要望する次第であります。

東京都墨田区太平1丁目4番8号
(韓僑会館)

太平洋戦争 韓国人戦没者遺骨奉還会

会 長 豊 潤 節

電 話 (612) 0 5 0 8 (専用)

(622) 9 4 4 2